

岬町既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱施行細則

制定 平成 9 年 10 月 1 日

改正 平成 30 年 9 月 25 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、岬町既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱（平成 9 年制定。以下「要綱」という。）第 19 条の規定に基づき、補助金の交付について必要な事項を定める。

(事前相談)

第 2 条 要綱第 6 条による補助金交付の申請を行おうとする者は、その申請に先立ち相談窓口にて、耐震診断に関する事前相談を別記様式にて行わなければならない。

(補助金交付申請時の必要書類)

第 3 条 要綱第 6 条に規定する町長が必要と認める書類とは、次に掲げるものとする。

- (1) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項に規定する当該建築物の確認済証の写し又は法第 7 条第 5 項に規定する当該建築物の検査済証の写し
- (2) 前号の書類が無い場合、建築確認年月日又は工事完了年月日が確認できるもの
- (3) 付近見取り図
- (4) 当該建築物の所有者が確認できる書類
- (5) 耐震診断技術者であることを証する書類
- (6) 当該建築物の所有者が法人である場合は、当該法人の商業登記簿謄本
- (7) 申請者が管理組合となる場合は、当該管理組合の組合規約及び耐震診断実施に係る決議書
- (8) 当該建築物の所有者と占有者（居住者）又は土地所有者とが異なる場合は、それら利害関係者からの耐震診断実施に係る同意書
- (9) 耐震診断費の見積書
- (10) 代理者が申請する場合は、委任状
- (11) その他町長が必要と認める書類

(耐震診断報告時の必要書類)

第 4 条 要綱第 12 条に規定する町長が必要と認める書類とは、次に掲げるものとする。

- (1) 耐震診断報告書
- (2) 耐震診断費用に係る領収書（写しでも可）
- (3) 耐震診断費の明細書（写しでも可）
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金請求時の必要書類)

第 5 条 要綱第 14 条に規定する町長が必要と認める書類とは、次に掲げるものとする。

- (1) 交付額確定通知書の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

附 則

この細則は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。